

高齢者保健福祉計画（第8次）介護保険事業計画（第7期）の取組状況

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（1）地域包括支援センターの再編

施策（2）地域包括支援センターの運営

施策（3）高齢者の生活支援体制整備の推進

施策の指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	目標値 令和2年度 (2020年度)	指標とする理由
地域包括支援センター 設置数	6か所	11か所	11か所	令和5年度(2023 年度)までに 14か所設置のため
何かあったときに 相談する相手 (地域包括支援センター)	アンケートの 実施なし	21.4% (* (包括6.7%) (市役所14.7%)	30.0%	センターの認知度 向上が必要なため
地域ケア会議実施回数	38回	66回	55回	個別課題解決機能 の強化のため
協議体の設置数	(第1層) 1か所	(第1層) 1か所	(第1層) 1か所	14エリア・5圏域 を中心に整備する ため
	(第2層) 0か所	(第2層) 0か所	(第2層) 11か所	

*令和元年度(2019年度)茨木市保健福祉に関するアンケート調査より

実績・課題「お互いにつながり支え合える」

地域包括支援センターが、地域の身近な相談窓口となるよう、令和元年度から新たに5か所増設し、現在、市内11か所の拠点において相談支援業務を実施しています。今後は、高齢者の複雑・多様化する相談に対して細やかな対応ができるよう、目標とする14エリア毎のセンター設置に段階的に取り組みを進めます。また、令和元年度のアンケート調査では、センターの認知度が低い結果であることから、高齢者の総合相談窓口として市民に定着するよう、更なる周知活動に努める必要があります。

地域ケア会議については、高齢者の自立支援・介護予防を強化する観点から、医療・介護・福祉の関係者等とともに支援方針を検討する新たに自立支援型地域ケア会議に取り組みました。今後も、自立支援型地域ケア会議を重ね、地域のさまざまな関係者とのネットワークを充実し、多様な視点での支援方法の模索や介護保険サービスだけでなく地域のインフォーマルサービスの活用など、ケアマネジメント力の強化に努めます。

第2層の協議体の設置数は、増加しておりません。国の示す中学校単位では、第2層の役割である住民主体の活動に直結しづらいため、設置単位の見直しが課題となっております。

基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進

施策（２）要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

施策の指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	指標とする理由
訪問型サービス A 延利用者数の増加	976 件	1,883 件	400 件	生活支援・介護予防 サービス充実のため
訪問型サービス B 延利用者数の増加	47 件	59 件	100 件	住民主体型サービス利 用者を増やすため
通所型サービス B 整備数	11 か所	13 か所	17 か所	高齢者の行動範囲を踏 まえ、身近な場所に整備 が必要なため
介護予防教室 整備小学校区数	28 小学校区	28 小学校区	32 小学校区	高齢者の行動範囲を踏 まえ、身近な場所に整備 が必要なため
介護・介助の必要性を 感じない高齢者の割合	アンケートの 実施無し	86.3% (*)	90.0%	介護予防事業の客観的 な評価指標として有効 なため
シニアいきいき活動 ポイント登録者数	700 人	729 人	1,000 人	地域活動への参加意向 (51.1%) * を踏まえ、 社会参加による介護予 防を支援するため
高齢者福祉タクシー 料金助成事業	1,760 人	1,847 人	2,000 人	高齢交通弱者の増加が 見込まれるため

*令和元年度（2019 年度）茨木市保健福祉に関するアンケート調査より

実績・課題「健康にいきいきと自立した生活を送る」

訪問型サービスAは、平成30年11月に人員等に関する基準を緩和したことから、事業所数が増え、利用者数は目標値よりも大きく上回りました。しかしながら、訪問型サービスAの従事者が不足しており、従事者数を増やしていかなければならないという課題があります。通所型サービスB（コミュニティデイハウス）は、街かどデイハウスからの移行が進み設置数が増えました。介護予防教室の整備数は、平成30年度に57教室、令和元年度に59教室と増え、身近な場所となるよう整備を進めました。小学校区ごとに整備を進めていますが、地域では住民組織が様々な活動を展開しており、そういった活動を把握した上で、今後の整備について検討する必要があります。介護介助の必要性を感じない高齢者の割合は、前回アンケート調査（平成29年度）では81.0%、今回アンケート調査では、86.3%と増加していますが、今後介護予防事業の効果検証をしていく必要があると考えられます。高齢者福祉タクシー料金助成事業は、利用者数が伸びており、移動が必要な高齢者の支援に努めました。今後も高齢者人口は増加することから、高齢者の移動支援に関しては様々な課題があり、検討していく必要があります。

シニアいきいき活動ポイント登録者数につきましては、微増ではありますが活動登録者数が増えております。今後、さらなる周知・啓発やニーズに応えた活動メニューが必要となります。

基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策（１）地域活動・社会参加の促進

施策（２）身近な「居場所」の整備

施策（３）世代間交流の取組

施策（４）高齢者の「働く場」の創造

施策の指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	目標値 令和2年度 (2020年度)	指標とする理由
高齢者いきがいワーカーズ 支援事業（事業立ち上げ件数）	累計5件	累計6件	累計11件	14エリアを中心に、生活支援サービスの整備が必要なため
街かどデイハウス整備数	11か所	8か所	15か所	高齢者の行動範囲を踏まえ、身近な場所に整備が必要なため
通所型サービスB整備数【再掲】 （コミュニティデイハウス）	11か所	13か所	17か所	
街かどデイハウス・ コミュニティデイハウスの合計	22か所	21か所	32か所	
いきいき交流広場整備数	21団体	21団体	32団体	
多世代交流センター利用者数	102,508人	138,854人	107,000人	世代間交流の度合いを図る指標として有効なため
シルバー人材センター 登録会員数	1,476人	1,591人	1,400人	高齢者の就業促進や担い手養成の指標として有効なため

実績・課題「“憩える・活躍できる”場をつくる」

街かどデイハウスは、通所型サービスB（コミュニティデイハウス）への移行に伴い、整備か所数は減っていますが、応募のなかった募集小学校区については、地域でのヒアリングを行うなど、新規設置に努めました。その結果、地域では、事業を実施する担い手不足という課題があることや、すでに高齢者の居場所が地域に存在しているなど、居場所については、担い手の育成や支援、また、すでにある地域資源等も鑑みて整備していく必要があるという課題が見えてきました。

高齢者いきがいワーカーズ支援事業につきましては、令和元年度以降微増となっております。高齢者が組織化や事業継続しやすい制度とするため、補助金の支給要件や申請方法の簡素化などの見直しが必要であります。

いきいき交流広場の整備数につきましては、増加には至っておりません。未開設小学校区への効果的なアプローチ方法等を検討する必要があります。

多世代交流センター利用者数及びシルバー人材センター登録会員数につきましては、各指定管理者やシルバー人材センターの取組により、目標値を上回る実績をあげております。

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

施策（２）虐待防止対策の推進

施策（３）権利擁護の推進

施策の指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	指標とする理由
認知症サポーター養成講座 受講者数 (平成 20 年度 (2008 年度) からの累計)	20,415 人	21,844 人	27,000 人	認知症への理解を 深めるため
認知症初期集中支援チーム認 知度	アンケートの 実施なし	9.1% (*)	20.0%	認知度を 向上させるため
認知症地域支援推進員認知度	アンケートの 実施なし	16.2% (*)	30.0%	認知度を 向上させるため
認知症カフェ登録数	19 か所	21 か所	30 か所	認知症の人の 介護者の負担軽減 のため
認知症対応力向上研修 実施回数	1 回	4 回	5 回	病院・介護保険施設 等での個別支援を 向上させるため
認知症の人の家族向け介護教 室実施回数	10 回	7 回	11 回	認知症の人の 介護者の負担軽減 のため
認知症高齢者見守り事業登録 者数 (平成 28 年 (2016 年) 10 月か らの累計)	92 人	82 人	540 人	認知症高齢者等の 見守り推進のため
成年後見制度認知度	アンケートの 実施なし	40.6% (*)	50.0%	認知度を 向上させるため

*令和元年度 (2019 年度) 茨木市保健福祉に関するアンケート調査より

実績・課題「一人ひとりの権利が尊重される」

『みんながやさしい街いばらき』を目指し、市民の認知症への理解を深めるため、地域での認知症サポーター養成講座の開催や商店会への周知活動を継続しています。令和元年度は子どもや若い世代への周知として、市立図書館の協力により、子どもと保護者への絵本の読み聞かせを通じて「認知症の理解」に取り組んだほか、中央図書館では、認知症関連の本を集約したコーナーが設置され、広く周知を行っています。また、小中学生に対する認知症サポーター養成講座の開催を、継続的に学校側へも働きかけを行っています。さまざまな世代に関心を持ってもらえるための周知方法の工夫や講座開催の場の確保が課題となっています。

認知症カフェについては、いばらきオレンジかふえ（＝認知症カフェ）マップやホームページ等で開設状況を周知しています。また、認知症地域支援推進員が地域でカフェの利用勧奨や開設の周知を行うことで、介護事業者等から開設相談や登録数も徐々に増えていますが、認知症当事者の方やご家族の利用が少ない状況が続いているため、利用勧奨に向けた当事者や家族へ情報が届くように工夫する必要があるなど、引き続き、認知症になっても、安心して暮らせる地域づくりに向けて、様々な世代の方に広く認知症の理解が進むよう、特に、認知症の当事者やそのご家族の思いやニーズなどの意見を、各種事業や周囲の方々に発信していく仕組みづくりが求められます。

次に、虐待の未然防止や早期発見及び深刻化を防ぐため、毎年、関係機関との連絡会を開催し支援体制の強化・推進に努めるとともに、市と関係機関と協力し市民向け街頭キャンペーンを行うなど、意識啓発に取り組んでいます。また、通報等により虐待や虐待の疑いがあることを把握した場合には、市と地域包括支援センター等が連携し、家庭訪問等による事実の確認や支援策の検討を行うなど、迅速な対応に努めています。しかし、虐待の発生には、さまざまな要因が根底にあるため早期解消が難しい場合も多く、常に、対象世帯の状況に応じた解決策の提案や制度利用の働きかけを継続し、時には高齢者の身の安全を確保するため緊急一時保護を行い、その間に、虐待に至った要因の解消や養護者の介護等の負担軽減に必要なサービス利用等の調整を行うなど、細やかな対応を心掛けています。

成年後見制度については、パンフレットを作成し、市の窓口や関係機関を通じて市民に配布するほか、地域の相談支援機関や関係者を対象とした制度に関する研修を実施しています。また、認知症の方や高齢者等で成年後見制度の利用が必要と思われる方やご家族に対しては、当制度の利用勧奨のほか、利用の流れの説明や申立てに必要な手続き等の支援も行っています。

今後、少子高齢化に伴い、身寄りが無いなど当制度が必要となる高齢者の増加も予測されることから、当制度の理解と利用促進を広く周知し、適切な時期に活用できる支援体制が求められています。

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続

施策（２）情報公表制度の推進

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

施策（４）高齢者の居住安定に係る施策との連携

施策の指標	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	目標値 令和2年度 (2020年度)	指標とする理由
ひとり暮らし高齢者の実態等把握調査回答率	57.3% (平成31年(2019年) 3月末現在)	45.0% (令和2年3月末現在)	80%	ひとり暮らし高齢者数増に伴う実態把握のため
高齢者世帯の実態等把握調査回答率	87.7% (平成31年(2019年) 3月末現在)	75.6% (令和2年3月末現在)	95%	高齢者世帯数増に伴う実態把握のため

平成30年度は一斉調査の該当年度であった。

平成30年度より、ひとり暮らし高齢者の調査対象を65歳から70歳へと引き上げた。

実績・課題「安全・安心で必要な情報が活かされる」

平成30年度には、3年に一度の対象者全員一斉調査の年であったこと、また、大阪北部地震が発生し、緊急時に備えて連絡先等を関係機関で共有することへの関心が高まったことから、回答率が高くなったと推測されます。一方で令和元年度は、新たに対象要件となった方と過去の調査で未回答の方のみに調査を行ったことから、平成30年度に比べて回答率が低下しました。

回答率は目標値に達していませんが、累積実態把握率はともに80%を超えており、民生委員・児童委員の見守り活動の一助として一定の役割を果たしています。

郵送等での調査には限界もあり、今後は、実態の把握率をさらに高める方策の検討が必要です。

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）介護保険制度の適正・円滑な運営

施策（２）介護給付費適正化事業の推進

施策の目標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	目標とする 数値の根拠
要介護認定の適正化	10,302 件	10,667 件	10,500 件	認定調査全件
ケアプランの点検	218 件	214 件	250 件	市内居宅介護支援 事業所数等を考慮
住宅改修の点検	33 件	13 件	36 件	月 3 件 × 12 月
福祉用具購入・ 貸与調査	12 回	12 回	12 回	月 1 回 × 12 月
縦覧点検	12 回	12 回	12 回	月 1 回 × 12 月
医療情報との突合	12 回	12 回	12 回	月 1 回 × 12 月
介護給付費通知	2 回	2 回	2 回	年 2 回
給付実績の活用	1 回	1 回	1 回	年 1 回

施策（３）在宅療養の推進

施策の指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	指標とする理由
いばらき ほっとなび アクセス件数（月平均）	9,267 件	7,241 件	10,000 件	情報公表の推進 のため
ケア倶楽部登録率	84.8%	88.5% (*1)	90.0%	医療・介護関係者 の連携支援のため
はつらつサポート活用 度	アンケートの 実施なし	10.5% (*2)	50.0%	医療・介護関係者 の情報共有支援 のため
医療ニーズの高い利用者 の受入状況	アンケートの 実施なし	44.5% (*3)	50.0%	在宅医療ケアの 体制推進のため
看取りの体制の整備状況	アンケートの 実施なし	46.1% (*4)	50.0%	看取りの体制の 推進のため

*1 ケア倶楽部 I D ・パスワード発行数 391

*2 令和元年度（2019 年度）茨木市保健福祉に関するアンケート調査より

*3 介護保険事業者調査

*4 介護保険事業者調査（看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること）

実績・課題「社会保障制度の推進に努める」

介護給付適正化事業の推進につきましては、8つの施策を実施し、ケアプラン点検と住宅改修の点検以外の施策については目標を達成しております。ケアプラン点検につきましては、地域包括支援センター職員を含む107名、214件のケアプランを点検し、適切なケアマネジメントの実施に努めました。

在宅療養の推進において、いばらきほっとなびの利用について、広報誌やチラシなどでPRに努めましたが、アクセス数は、減少しています。減少している原因等を調査し、利用しやすいものに改善するなどの課題があります。ケア倶楽部は、新規事業者等に登録の案内に努めたことと、国の通知や市の通知など最新情報が得やすいことから、登録率が伸びています。登録していない事業所がまだあることから、ケア倶楽部の利便性等をPRしていく必要があります。

アンケート調査での比較について、前回アンケート調査（平成29年度）では、はつらつパスポートの活用度は23.8%、医療ニーズの高い利用者の受入状況は39.8%、看取りの体制の整備状況は34.1%でしたが、はつらつパスポートの活用度以外は前回アンケート調査を上回っており、在宅療養の体制は進んでいるものと考えられます。はつらつパスポートについては、かねてから利用率が低かったため、令和元年度に市、三師会、介護事業所、包括支援センター等でプロジェクトチームを作り、利用しやすい内容に見直しを行いました。